平成２３年（フ）第２１８号
香川県高松市木太町5044―４フィネスハーモニーＫＩＴＡ　Ｂ―302、申立時の住所香川県高松市木太町503番地５
破産者　岡本　由美（旧姓山本）
１　決定年月日　平成24年７月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第１１７号
福岡県豊前市大字大河内681番地４
破産者　所　　茂
１　決定年月日　平成24年７月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第１１８号
福岡県豊前市大字大河内681番地４
破産者　所　　貞子
１　決定年月日　平成24年７月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第３０５号
北海道石狩市花川北６条５丁目181番地メープルいしかり202号、開始決定時の住所北海道石狩市花川南５条４丁目60番地
破産者　吉田　　昇
１　破産債権の届出期間　平成24年８月20日まで
２　一般調査期日　平成24年10月15日午前11時30分
平成24年７月18日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１５号
埼玉県所沢市緑町２丁目11番６―504号
破産者　清水　　洋
１　破産債権の届出期間　平成24年８月20日まで
２　一般調査期日　平成24年９月26日午前11時
平成24年７月18日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４０５号
山梨県甲斐市志田299番地
破産者　株式会社大双技研
１　破産債権の届出期間　平成24年８月20日まで
２　一般調査期日　平成24年９月３日午後１時30分
平成24年７月18日
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３３２号
札幌市白石区北郷４条７丁目４番34号
破産者　株式会社エヌ・ワン・システム
１　破産債権の届出期間　平成24年８月29日まで
２　一般調査期日　平成24年10月１日午前10時30分
平成24年７月18日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５６６号
埼玉県飯能市大字中居102番地
破産者　森園眞由美
１　破産債権の届出期間　平成24年８月29日まで
２　一般調査期日　平成24年12月５日午前11時
平成24年７月18日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２６９号
埼玉県飯能市大字笠縫384番地５
破産者　中田　京子
１　破産債権の届出期間　平成24年８月29日まで
２　一般調査期日　平成24年９月26日午前10時20分
平成24年７月18日
さいたま地方裁判所川越支部

債権者集会招集

平成２３年（フ）第５８号
徳島市伊月町４丁目30番地
破産者　東ライフ工業株式会社
１　期日　平成24年９月６日午後１時30分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年７月19日　　徳島地方裁判所民事部

免責許可決定

平成２４年（フ）第２２号
長野県駒ケ根市上穂栄町５番６号
破産者　諏訪　徳行
１　決定年月日　平成24年７月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所伊那支部

特別清算開始

平成２４年（ヒ）第２０３５号
東京都北区神谷３丁目８番１号
清算株式会社　ネクサンティス株式会社
代表清算人　小堀　秀明
１　決定年月日　平成24年７月18日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第２６号
札幌市北区北31条西３丁目２番11号
清算株式会社　ＬＩＮＡＣＫ株式会社
代表清算人　中村　　隆
１　決定年月日　平成24年７月17日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
札幌地方裁判所民事第４部

特別清算協定認可

平成２３年（ヒ）第３０３１号
大阪府吹田市桃山台２丁目５番８号
清算株式会社　株式会社酒井酒店
１　決定年月日　平成24年７月９日
２　主文　本件協定を認可する。
協定
第１　通則
１　協定債権
本協定において弁済の基礎となる協定債権は、元本及び平成24年５月31日までの利息債権及び遅延損害金債権とし（なお、利息、遅延損害金の終期が平成24年５月31日より前である場合は、その日までの利息、遅延損害金とする。）、平成24年６月１日以後の利息及び遅延損害金については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
２　弁済の場所及び端数処理
⑴　本協定に基づく弁済は、各協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。振込手数料は、清算株式会社の負担とする。但し、協定債権者が振込先を指定しなかった場合は、代表清算人事務所（大阪市北区西天満六丁目７番４号　大阪弁護士ビル509号）において行う。
⑵　割合弁済の結果生ずる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　協定
１　協定債権者酒井廣明及び同酒井孝子は、清算株式会社に対する各協定債権の全額につき、その債務を免除する。
２　清算株式会社は、協定債権者酒井廣明及び同酒井孝子以外の各協定債権者に対し、本協定の認可決定が確定した日から１か月以内に、協定債権額の17.342パーセントの金員を弁済する。
３　協定債権者酒井廣明及び同酒井孝子以外の各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
４　第２項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、協定債権者酒井廣明及び同酒井孝子以外の各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。この場合においては、協定債権者酒井廣明及び同酒井孝子以外の各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
大阪地方裁判所第６民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２３年（再）第２４号
大阪市北区角田町５番５号
再生債務者　有限会社アンドゼロ
１　決議に付する再生計画案　平成24年６月25日付け再生債務者提出の再生計画案
２　債権者集会
⑴　期日　平成24年９月５日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
３　議決権不統一行使の通知期限　平成24年８月22日
平成24年７月11日
大阪地方裁判所第６民事部